

「就業規則の改正等について」の説明を受ける！

9月30日、JR 東労組は会社から「就業規則の改正等について」の説明を受けました。今回の改正では、繁忙手当の見直し等に伴う就業規則の改正、また業務災害給付等規定の新設などの改正が行われます。しかしながら、今回改正するにあたり様々な不明点や疑問点が出てきました。JR 東労組は、今後、不明点や疑問点を解明要求し、団体交渉を行っていきます。

●繁忙手当の見直し

繁忙手当の支給額を、1暦日につき 2,000 円に改定する。また、賃金規定及び契約社員就業規則に規定されている割増賃金を計算する際の1時間あたりの賃金額を算出する計算式から繁忙手当を削除する。

対象：社員・契約社員・パート社員

●業務災害給付等規程の新設及び関係規程の改正

現行の取扱いを規程として整備し、これに伴い関係規程を一部改正する。

対象：社員・嘱託社員・契約社員・パート社員

●基本給の一部見直し

2024年4月1日に実施した基本給改定に伴い、賃金規定(平成25年4月1日JESS達第1号)別表第2-1に定める基本給表の各等級の上限額及び下限額にそれぞれ5,000円を加える。

※現在は、「2024年度の定期昇給及び基本給改定の実施について」(2024年6月11日JESS総人第24-00635号)にて改定後の基本給表を規定している。

対象：社員

●実施日 2024年12月1日

今後、ステーションサービス協議会は議論を深め、会社に申し入れを行い、団体交渉をしていきます！

組合員の不利益にならないよう団結して、
働きやすい職場をみんなでつくり出そう！！

ステーションサービス協議会に対する質問
や意見などはこちらまで



[JR 東労組お問い合わせフォームはこちら！](#)